


質問内容	アスロック横張工法の間柱への耐火被覆は必要ですか。
弊社見解	間柱が軽量鋼（厚みが4mm未満）の場合を除き、耐火被覆は認定仕様上必要ないと判断できます。
見解理由	<p>【見解理由1】 『建築物の防火避難規定の解説2012』には、耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）として、次のような記載があります。</p> <p>『建築物の防火避難規定の解説2012』の「耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）」 （主文） 耐火構造の壁として告示に定められている「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル（ALC板）」等を耐火構造として使用する場合は、それを支持する間柱、胴縁等の下地材についても、耐火性能を有する必要があるものとする。ただし、法第68条の26に基づき耐火構造の大臣認定を受けた「耐火パネル」については、その仕様書による。</p> <p>（解説） 下地材のうち、「方立、無目等の金属製の枠組」及び「耐火パネルを支持するための金属製金具」については、鋼材等とすることが、昭41住指発第59号にあるが、間柱、胴縁については必ずしも明確でなかったため、その点を明らかにしたものである。なお、耐火パネルを支持するための金属製取り付け金具については耐火被覆をすることが望ましい。</p> <p>アスロック外壁横張工法は大臣認定を受けたパネルであり、平成4年に建材試験センターで行った耐火試験で、間柱及び留付金物（Zクリップ）に被覆が無い状態で内部側からも加熱試験を行い、留付部の変形・脱落及び炎の貫通等が無いことが確認されています。この結果により、認定書の「別添」には、間柱に耐火被覆が無い状態の図が描かれていません。このことから、間柱への耐火被覆は原則必要無いと判断できます。</p> <p>【見解理由2】 上記の加熱試験は重量鋼で行っていることから、軽量鋼の場合は、上記の「耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）」に基づき、「昭41住指発第59号」の仕様に従うのが妥当です。</p> <p>「昭和41年2月3日住指発第59号」耐火構造の指定について</p> <p>2. 外壁（非耐力壁）において耐火パネルを接合するための方立、無目等の金属製の枠組は、次のイ又はロに適合すること。</p> <p>（イ）延焼のおそれのある部分にあつては厚さ1mm以上の鋼材、厚さ2mm以上のアルミニウム材又は厚さ5mm以上の石綿スレート、石綿パーライト板、吹付岩綿等の不燃材料で造られた層を4層以上重ねたもの。（以下省略）</p> <p>3. 外壁（非耐力壁）において延焼のおそれのある部分にあつては、耐火パネルを支持するための金属製取り付け金具は、鋼材で造らなければならない。ただし、他の材料で造られたものであつても、耐火上有効に被覆した場合はこの限りでない。</p> <p>以上から、間柱への耐火被覆は原則不要ですが、鋼材の厚みが4mm未満の場合は吹付けロックウール等の措置を講ずる必要があると判断できます。</p>
ご注意	上記の見解は、防火材料等の認定や運用に係わる質問に対して、当社が認識している内容を回答例として示したもので、建築基準法および関連法規への適合性を保証するものではありません。また、建物内における火災の強弱の影響は考慮していませんので、基本的には確認検査機関等の判断に従ってください。
担当部署	 <p>株式会社ノザワ 建設技術部 神戸市中央区浪花町15番地 support@nozawa-kobe.co.jp</p>